

株主グループとは

目次

1. 関連する法令の規定
2. 法令の考え方
3. 具体例

エンジェル税制の優遇措置を受けるためには、企業要件1（特定の株主ないし特定の**株主グループ**の保有する株式数の割合が5/6を越えないこと）や個人投資家要件2（同族会社判定の基礎となる**株主グループ**に属さないこと）の要件を満たす必要があります。

エンジェル税制における「**株主グループ**」について詳しく解説いたします。

1. 関連する法令の規定

- 中小企業等経営強化法施行規則第8条第6号イ

株主グループ 株主の一人並びに当該株主と法人税法施行令第四条第一項に規定する**特殊の関係のある個人**及び同条第二項に規定する**特殊の関係のある法人**をいう。

- 法人税法施行令第4条第1項

特殊の関係のある個人

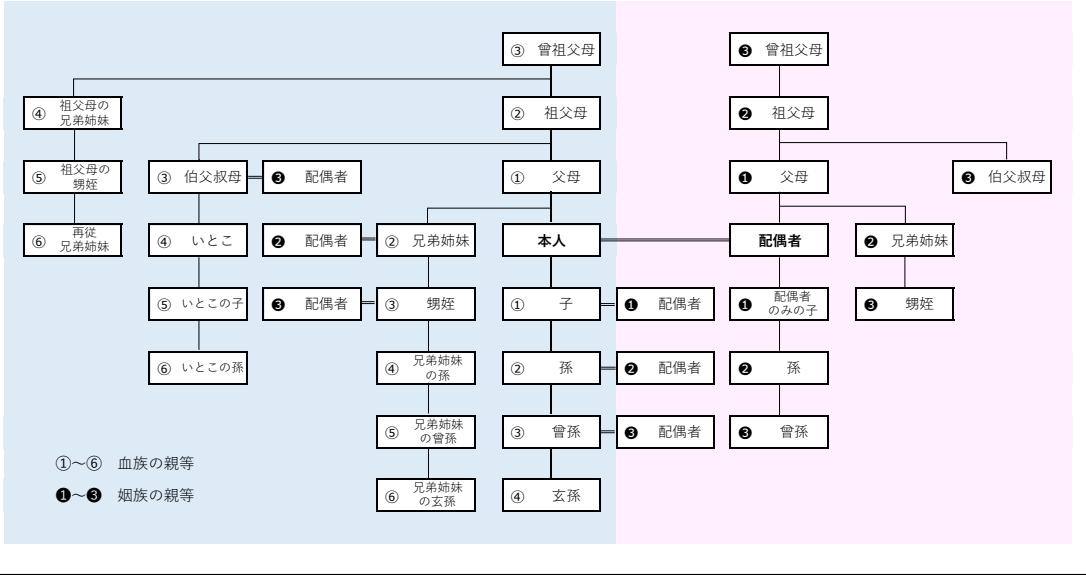
- ①株主の親族（配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族）
- ②株主と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③株主の使用人（個人の使用人であるため、法人の従業員は含まれません。）
- ④①～③以外の者で株主から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- ⑤②～④に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族（生計が同一の者。同居の有無は問わない。）

- 法人税法施行令第4条第2項

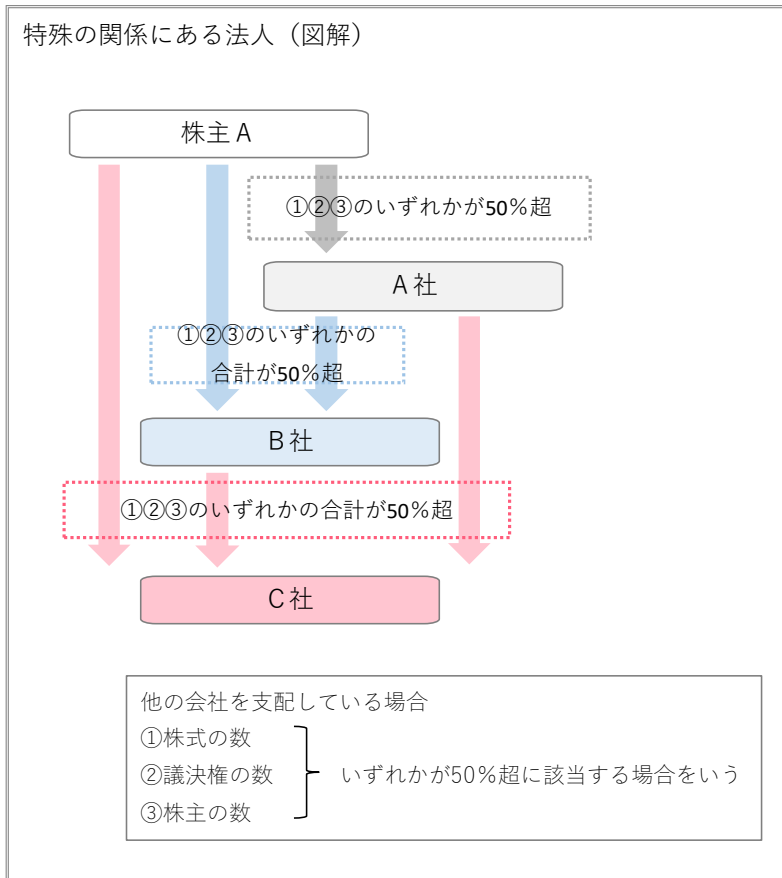
特殊の関係のある法人

- ①同族会社であるかどうかを判定しようとする会社の株主（以下「判定会社株主」という）の一人が他の会社を支配している場合における当該他の会社
- ②判定会社株主の一人及びこれと①に規定する特殊の関係のある会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社
- ③判定会社株主の一人及びこれと①及び②に規定する特殊の関係のある会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社

親族の範囲



特殊の関係にある法人 (図解)



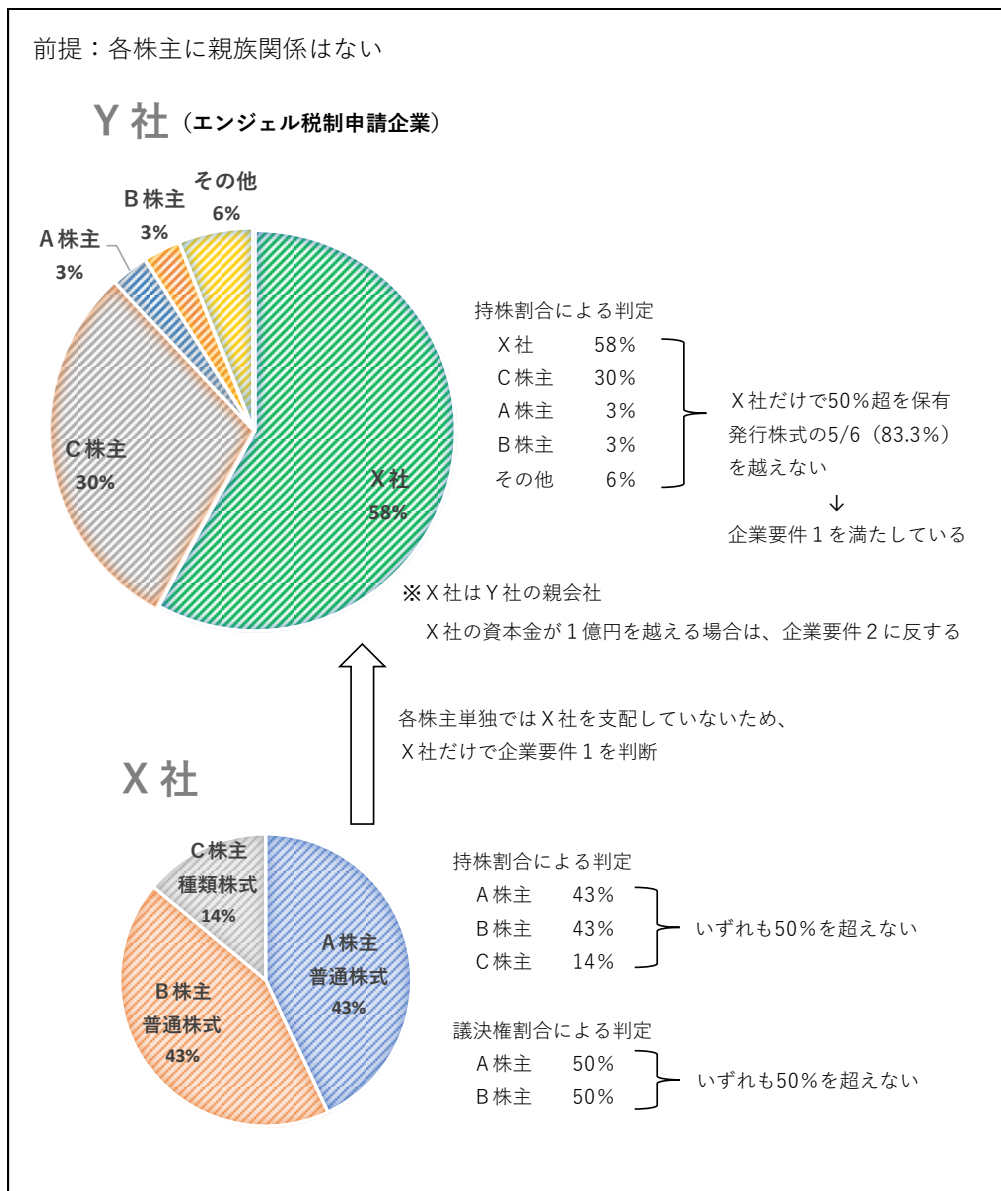
2. 法令の考え方

企業要件1の特定の株主ないし特定の**株主グループ**の保有する株式数の割合が5/6を超えるかどうかを判定する際には、株式数の割合（持株割合）を使用し、議決権数の割合（議決権割合）は使用しません。

しかし、**株主グループに含まれるかどうかを判定する際には株式数の割合（持株割合）と議決権数の割合（議決権割合）の両方を使用し、どちらか片方でも50%を超えれば特殊の関係にあるとみて株主グループに含めております。**

また、「株主間で同一の議決権を行使することに同意している場合」があり、この場合も考慮すると株主グループに含まれるものがもっと広がる可能性があります。

3. 具体例



■ 株主グループの判定及び企業要件1の判定

Y社（エンジェル税制申請企業）の企業要件1の判定に当たり、親会社X社の株主の1人がX社を支配している場合、支配している株主とX社は一つの株主グループとされます。

①持株割合による判定

A株主（43%）、B株主（43%）、C株主（14%）のいずれも過半数を保有しておらず、各株主単独ではX社を支配していないため、X社だけで企業要件1を判断します。

②議決権割合による判定

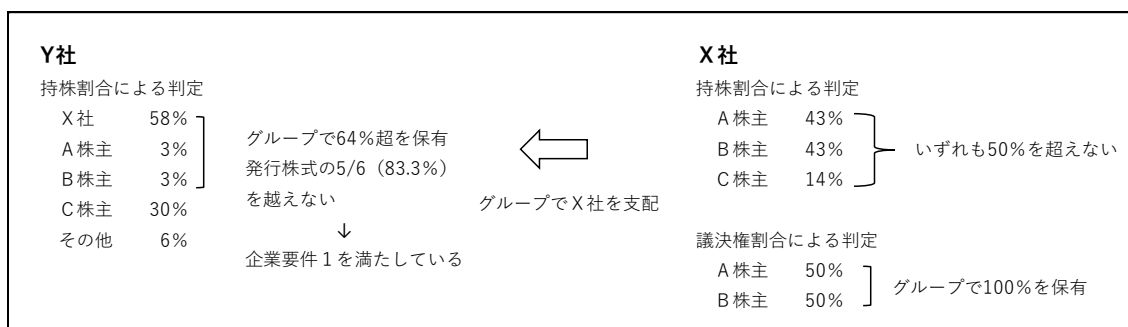
C株主は種類株式を保有し議決権がないため、議決権割合は、A株主50%、B株主50%となります。50%ちょうどは50%を超えていませんので、各株主単独ではX社を支配していないため、X社だけで企業要件1を判断します。

X社はY社の58%を保有していますが、5/6を超えていないので企業要件1を満たしません。

なお、X社は申請企業の親会社であるため、X社の資本金が1億円を超えるとX社は大規模法人企業となり、企業要件2「大規模法人グループの所有に属さない」に反してしまいます。

■ 株主間で同一の議決権を行使することに同意している場合

仮定：A株主とB株主が同一の議決権を行使することに同意している場合



持株割合では、いずれも過半数を保有しておらず、各株主単独ではX社を支配していませんが、議決権割合ではA株主とB株主は同一の議決権を行使することに同意しているため同一の株主グループとみなします。

A株主とB株主は株主グループとしてX社の議決権割合の100%を保有するため、X社を支配します。

X社とA・B株主グループはY社の64%を保有していますが、5/6を超えていないので企業要件1を満たすこととなります。